

医政発0418第8号

令和5年4月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

義肢装具士養成所指導ガイドラインについて

義肢装具士学校養成所指定規則については、平成16年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降大きな改正は行われなかったが、この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用による業務の拡大等により、義肢装具士に求められる役割や知識等は変化してきた。これら義肢装具士を取り巻く環境の変化に対応するため、令和3年9月から「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月1日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「義肢装具士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

特に臨床実習については、「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、1単位における時間の計算方法を見直すとともに、義肢装具士特有の業務形態に対応できるよう2単位が2週間に収まることを目安に調整する等が検討され、臨床実習の授業計画を大きく見直す取組みが図られたことから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

並びに、本ガイドラインは、義肢装具士法第14条第1号は令和6年4月1日から、同法第14条第2号は令和7年4月1日から、同法第14条第3号は令和8年4月1日からそれぞれ適用することとし、「義肢装具士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第32号都道府県知事宛本職通知）は、同法第14条第1号は令和6年3月31日をもって、同法第14条第2号は令和7年3月31日をもって、同法第14条第3号は令和8年3月31日をもってそれぞれ廃止する。

〔別紙〕

義肢装具士養成所指導ガイドライン

1 一般的事項

- (1) 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）第2条第1項の指定の申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (3) 義肢装具士養成所（以下「養成所」という。）の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。
- (2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表第1、別表第2及び別表第3に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時

間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって計算することとし、臨床実習指導者との実習の講評や実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。

(4) 臨床実習は2単位を2週間に収めることを目安に調整すること。

(5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(6) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

5 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員1人当たり5平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(ア) 義肢装具装着適合室

(イ) 義肢装具製作室

(ウ) 機械室

(3) 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。

(4) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(5) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。

(6) 教育上必要な専門図書は1000冊（ただし、義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第14条第2号又は第3号の養成所にあつては、500冊）以上、学術雑誌（外国雑誌を含む。）は10種類以上を備えていること。

6 臨床実習に関する事項

- (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験を有する者、又は福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者であって、十分な指導能力を有する者であることに加え、福祉用具専門分野において実習指導者となる者は、厚生労働省の定める基準を満たす「義肢装具士臨床実習指導者講習会」（以下、「講習会」という。）を修了した者であること。
- (3) 臨床実習を行う施設における義肢装具士である実習指導者は、講習会を修了した者であることが望ましいこと。
- (4) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。
- (5) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。

7 その他

- (1) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画書中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表 1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数			教育目標
		法第14条 第1号	法第14条 第2号	法第14条 第3号	
基礎分野	科学的思考の 基盤	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人間と生活				
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	7	7	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	4	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
	義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	小計	36	29	21	
専門分	基礎義肢装具学	17	17	9	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力

野					を養う。義肢装具製作施設の見学を通じて義肢装具士の業務について理解する。
	義肢学	8	8	4	義肢の適応となる切断部位別に採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	装具学	12	12	7	装具の適応となる疾病及び障害について理解し、装着部位別の採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	福祉用具学	3	3	2	車椅子、座位保持装置、他の福祉用具全般について採寸、製作、適合、評価に必要な知識を習得し、また、ロボット支援機器に関する必要な知識を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	10	10	9	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療・福祉における義肢装具及び福祉用具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	小計	50	50	31	
合計		100	79	52	

別表 2

機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材（C A Dソフトを含む）	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	1
プラスチックカッター	10人で1
電動ドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1
電気オーブン	10人で1
ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1
真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	2人で1
集塵機	一式
定盤	4人で1

作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1
八方ミシン	1
アライメント治具	1
万力	1人で1
一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式
三次元動作解析装置	1
義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上
電動車椅子	1
座位保持装置	一式
整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上
松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上
歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフストランド杖など)	3種以上
歩行器	1
デジタル機器(3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等)	一式
福祉用具(移動機器)	1
福祉用具(家具・建具、建築設備)	1
福祉用具(コミュニケーション関連用具)	1

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髓横断模型	一式
末梢神経系模型	一式